

見附市告示第21号

見附農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域の変更案に係る市の住民は、農業振興地域整備計画の変更案について令和6年4月2日までに市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して異議があるときは令和6年4月2日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和6年3月4日

見附市長 稲田 亮

1 農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧期間

自 令和6年3月4日から
至 令和6年4月2日まで

2 農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所

見附市役所 農林創生課 見附市昭和町2丁目1番1号
見附市役所 ホームページ

3 意見書の提出、異議の申出

意見書の提出、異議の申出に当たっては、農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所に備え付けの「見附農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」「見附農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について」によること。